

審査の結果の要旨

論文題目 経済学の哲学的基礎づけの試み

——パース的プラグマティズムの応用を通じて——

氏名 阿部 晃大

1. 概要

本論文は、現代社会の抱える課題に適切な処方箋を与えられていないように思われる経済学の問題状況を、哲学的基礎づけによって解消することができないかを探ることを課題としている。論理実証主義の失敗に象徴されるように、これまで哲学理論によって科学を基礎づけようとする様々な試みが失敗に終わってきた。しかし、必ずしもあらゆる科学の基礎づけの不可能性が示された訳ではなく、その種の試みには十分に是非が検討されていない可能性が残されているという作業仮説にたって議論は展開される。哲学的基礎づけを試みる上で本稿が導きの糸とするのは、プラグマティズムの創始者として知られる C. S. パースの発想である。

本論文の構成は以下の通りである。

I. はじめに

1. 序論

II. 哲学的基礎づけをめぐる既存の理論

2. 認識論的基礎づけの試みについて

3. 要請論的基礎づけの試みについて

III. 世界の成立形式・認識課程の形式についての基礎理論の構築

4. 擁護される要請論的基礎づけの妥当性とパースの要請論的基礎づけ

5. パースの哲学説について：思想の変遷に即した概説

6. パースの哲学説の再構成を通じた基礎理論の構築

IV. 社会における形式的真理も包含した基礎理論の検討

7. 社会における形式的真理の理論の構築：コモنزの議論を参考に

8. 哲学的基礎理論の経済学への含意

9. 基礎理論の有効性を示唆するための制度改良に関する一試論

V. おわりに

10. 結論

補論 パースの記号論

本論文は、目次に示されているように、大きく3つのパートに分かれて展開されている。

第1のパート(2-3章)では、既存の哲学的基礎づけの試みについて論じられている。

第2章では、正しいものと分かるような知識の基礎を求めると認識論的な基礎づけの試みについて論じられている。その種の試みは、①個別的な事実によらず普遍的な真理によらず、それを組み合わせることによって真理の総体に到達できるような、不可謬と分かるような基礎的知識を持つことができないこと、②それに従っていけば真理に到達できるような具体的な探究の規範(知識の基準)を正しいと分かるような形で持つことができそうにないこと、が明らかにになったことで失敗に終わったことが明らかにされている。

続く第3章は、不可謬の基礎を得られないことを前提にして展開される要請論的な基礎づけについて検討している。要請論的な基礎づけとは、それが正しいと確信することはできないものの、それが成立していないとは考えられないような基本的な事実が成立していることを要請した上で、それが成立する為の条件を基礎的な仮説として導入するという要請論的論証に依拠する形で基礎づけようとする試みである。これについて、①奇跡論法によって科学的实在論を擁護する議論については、基礎づけが真理の探究になんら追加的な恩恵をもたらさないために不要なコミットメントとして批判された。②U.メキの議論については、主流派経済学の実践が意義を持つことを基礎的な事実として要請することの妥当性が疑わしいことから批判された。③批判的实在論については、要請される事実が基礎的だと考えられるべき理由が不明確であること、選択が成功することの条件を導く推論の妥当性が疑わしいことから批判された。既存の要請論的基礎づけについては、総じて、①要請される事実が、それが成立していなければ都合が悪いような基礎的な事実と考えられることを示せていなかったこと、そして、②要請論的な基礎づけを導入することの恩恵を妥当な形で示すことができていなかったことが原因で失敗しており、要請論的な基礎づけそのものの原理的な不可能性が示されたわけではないことが指摘される。

第2のパート(4-6章)では、可能性の残る哲学的基礎づけとして、パースの要請論的論証に基づく哲学的基礎づけが批判的に検討される。

まずは4章において、社会的統御の文脈で優先的に応用されるべき仮説として位置付けられるものを探るという文脈に照らしたとき、知性的説得可能性がより大きいとする説を擁護する余地があることが明らかにされる。それは端的に言えば、社会的統御の不在を望めそうにない以上、各人の好みとは独立にすでに成立している事実のあり方に即して社会的統御がなされることを求めることに妥当性があるということができるからである。

そのような要請から優先的に考慮されることの妥当性を擁護される基礎的哲学理論であるための条件(優先性の条件)として、①獲得した知識を用いて目的追求過程を効率化する余地を認める体系であること、②実在と対応した知識を説得に用いる余地がより大きいことを認める体系であること、③あらゆる経験的証拠を整合的に位置づけられる体系になっていること、の3点が満たされる必要があることが明確にされる。

そして、パースの哲学理論が、このような要請論的論証と同様の要請に従って展開されている部分と、そのような論証からは擁護できないような過剰な要請を含む形で展開されている部分を併せ持っていることが指摘される。

続く 5 章では、パースの哲学説が概説される。基本的にパースの哲学説が要請に従う形で導出されており、それは解釈的でない判断を持たないことを認めつつも、自己統御的な習慣形成を通じて実在と対応した知識を獲得しようとするような説として結実しており、それが優先性の条件を満たすような説であったことが説明される。また、パースの哲学説が備えていたそのような性格は、その後十分に検討されることがなかったことや、彼の死後の哲学史に照らすとその特異な性格が際立っていることも指摘される。

さらに 6 章では、パースの哲学説をあらゆることを説明可能なことを求める過剰な要請やそこから帰結した進化論的な宇宙論から切り離す形で再構成する作業を通じて、世界の成立形式および認識過程の形式に関する基礎的哲学理論の特徴が一般的な経験的事実と照らし合わせる形で説明される。そこで擁護される世界の成立形式についての主張は、不変だが未来のあり方を確定させない普遍的に妥当する法則によって個別的事態の生成が支配されるとするような普遍実在論であり、結合法則や因果的効力の局所性が成立しているがゆえに人間が目的追求過程に活かすことのできる知識を獲得する余地が大きいことを認めるような存在論である。また、直観能力や因果力を新たに生む能力を持たない人間は、遺伝子によって多くの機構が規定されつつも、自己統御的な形で習慣形成過程に介入することで、実在と対応した真理の獲得を含めて、様々な目的の追求に適合的な習慣を形成していく余地が認められる可塑的な存在とされる。このような、美的判断の探究も含めてあらゆる目的追求過程は常に未完性なものに留まるとされる認識過程論は、存在論的仮説とともに保持されることで、優先性の条件を満たすものであると論じられる。

第 3 のパート (7-9 章) では、6 章までで構築された哲学理論を、利害の衝突の局面を含むような社会における形式的真理をも包含した理論へと拡張したうえで、経済学への含意を導出することが目指されている。

7 章では、コモンズの制度経済学理論がパース的プラグマティズムを継承する形で展開されていることが確認され、その理論があらゆる社会に普遍的に妥当する形式的真理を扱うものであることが明らかにされる。それは、人が統御規則に自覚的に従う自己統御的な習慣形成過程を経なければ目的追求過程を意識的に改善できないがゆえに、社会において集団的に目的を追求する場合に統御的システムが、単体で、あるいは、他のシステムと安定した期待を持つことを可能にする社会関係を構成する際に、満たす必要があるような形式についての真への仮説として位置付けられるものである。単体で満たす形式としては、統御的システムの運動形式・運動原理・統御の機能を実現する上で用いられる力の種類や安定性・組織度合いなどが指摘される。社会関係については、行動を遂行する義務と妨害を回避することで実現される社会的自由を軸に考えることができること、そうした社会関係を形成する取引の種類についても明らかにされる。また、統御的システムにとっての価値が、各種システムの統御

的運動のあり方やシステムが相互に結んでいる社会関係によって決まる社会の統御的力場のなかで、目的実現に資するようなどのような運動を独力で、あるいは、他のシステムと協力して、展開する余地があるかという点により決まるという形式を備えていることが指摘される。

8章では、獲得された基礎的哲学理論の経済学への規範的含意が議論される。経済学が真理の探究ばかりでなく、有用な知識の探究・そして制度改良によって実現可能な社会的価値のあり方の探究にも従事する必要があることが明確にされる。また、そうした課題に取り組むための方法論的含意についても簡潔に論じている。

9章は、哲学理論を踏まえたときに、制度改良についてどのような議論を展開する余地があるかを示すための試論として、社会的価値の実現を促すような力を生む補助貨幣の導入について論じている。事実の裏付けのない推測を含んだ大雑把な内容ではあるが、主流派経済学の枠組みでは分析できない、価値判断の形成に制度が影響を及ぼすメカニズムを視野に収める必要のある問題について扱うことができる可能性と、それを扱う議論が哲学理論を踏まえたときにどのような点に留意してなされることになるかを提示している。

最後に、10章で結論が述べられている。哲学的基礎づけの試みについては、パースのプラグマティズムの発想を応用することで、社会的統御の文脈で優先的に応用されるべき仮説として位置付けられるものを探るという文脈に照らしたとき、知性的説得可能性がより大きいことを認める経験的証拠とも整合的な説を基礎的哲学理論として擁護する余地があることを明らかにすることができた。そして、J. デューイやコモンズなど、パース的プラグマティズムを継承した人々の議論を参考にすることでパースの哲学説を再構成し、獲得された基礎的哲学理論を社会における形式的真理についての仮説を含む体系へと拡張して、経済学への含意を探ることができた。現代社会の抱える問題に適切な処方箋を与えられていないという経済学の抱える問題を解決することは叶わなかったものの、その可能性を示すことはできたと結論づけている。

2. 評価

本論文の積極的意義は以下の点にある。

第1に、パースの哲学説の要請論的な基礎づけが実証主義的態度と両立するとしただけで、それが存在論的な主張も要請することを認め、その妥当性を詳細に検討して再構成する本論文の主張には独自性があり、説得力がある。これまでは、要請論的な性格と実証主義的性格とは両立しないものと捉えられがちであった。パースの哲学説が両者の性格を兼ね備えた体系になっていたことは注目されてこなかった。両者が統合可能という理解に立つ研究も、要請論的に導入される主張を認識論的な主張に限定して解釈するものがほとんどであった。基礎的な主張を導出するための要請の妥当性について詳細に検討してパースの哲学理論を再構成するという課題に果敢に取り組んだ本論文の研究は高く評価できる。このパース哲

学理論再構成の研究が一時文献のみならず新旧の二次文献を幅広く渉猟し詳細に検討することに基づいている点も、本論文の質を高めることに貢献している。

第 2 に、パースのプラグマティズムの立場を継承し、それを社会の分析に応用したコモنزの議論を参考にして、基礎的哲学理論を社会において普遍的に妥当する形式的真理へと拡張した点が評価できる。コモنزは、科学方法論としてのパースのプラグマティズムとそれを倫理学に拡張したデューイのプラグマティズムを評価しつつ、それをさらに拡張したのが自身の制度経済学であると整理しているが、いかに継承し発展させたのかについては必ずしも明確ではなかった。本論文は次の 2 点を明確にした。①デューイのプラグマティズムは、習慣形成の過程が社会的な相互作用を通じて制御的に展開されることで慣習が再生産されることを強調している点や、現存の社会的な慣習や道徳が孕む問題点を解決してそれをより良いものに改良するための知性的探求が重視されている点に、パース説にない強みがある。②人が統御規則に自覚的に従う自己統御的な習慣形成過程を経なければ目的追求過程を意識的に改善できないので、社会において集团的に目的を追求する場合に統御的システムが、満たす必要があるような形式についての「真への仮説」としてコモنز理論を位置付けることができる。

このような成果の反面、本論文には、疑問とすべき論点や、さらに解明すべき未解決の問題も残されている。

第 1 の問題は、パースの進化論的宇宙論の排除に関するものである。本論文は「法則自体も進化しており、究極的に運命的な理想状態が実現されるに到る」とするような神秘主義的宇宙論を、パースの「他の哲学説から切り離して排除する」という立場を取っている。「究極的に運命的な理想状態が実現されるに到る」という神秘主義的宇宙論を排除することは理解できるが、法則自体の進化も排除することは過剰な排除になる可能性もあるので、より慎重に吟味する必要がある。物理定数は時間変化すると考える方が自然であるという仮説も提起されている現在、「法則は普遍的で変わらない」という要請は狭すぎる可能性がある。

第 2 の問題は、哲学理論の社会への理論への拡張に関するものである。第 7 章で、コモنزの制度経済学理論を参考に、あらゆる社会における普遍的な抽象理論を展開しているが、習慣が進化するという動的な観点は十分に組み込まれてはいない。コモنزの制度経済学では、財産概念が有体財産から無体財産、無形財産へと進化、拡張されていくことが制度の進化として重視されているが、こうした動的視点をどう組み込んでいくのかが今後の課題となるであろう。第 9 章で提起されている制度改良に関する試論も、制度改良の仮説として妥当性を持つものに鍛え直していく必要がある。

しかし、このような問題点があるとはいえ、本論文に示された経済学の哲学的基礎づけに関する優れた研究成果は、著者が自立した研究者として研究を継続し、その成果を通じて学

界に貢献しうる能力を持っていることを明らかにしている。したがって、審査委員会は全員一致で、本論文の著者が博士（経済学）の学位を授与されるに値するとの結論を得た。

2017年2月8日

審査委員 柴田徳太郎（主査）

佐口和郎

小野塚知二

乗立雄輝

野原慎司